

県内三政令市市長・正副議長を代表し、
「次期地方制度調査会における『特別市』の法制化を含む
大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請」を
総務省へ提出しました

令和7年8月26日に開催した「県内三政令市市長・正副議長懇談会」においてとりまとめた三市共同要請について、県内三政令市（横浜市、川崎市、相模原市）の市長及び市会・市議会正副議長を代表して、本村 相模原市長及び大槻 相模原市議会議長が、次のとおり要請活動を行いましたのでお知らせします。

- 1 日 時 令和7年10月7日（火） 午後1時20分～午後1時35分
- 2 場 所 総務省中央合同庁舎第2号館4階 自治行政局長室
- 3 要 請 先 総務省
- 4 面 談 者 小川 康則 総務省自治行政局長
- 5 提 出 者 本村 賢太郎 相 模 原 市 長
大槻 和弘 相模原市議会議長
- 6 要 請 内 容 別紙のとおり



左から あかま 二郎 衆議院議員
小川 康則 総務省自治行政局長
本村 賢太郎 相模原市長
大槻 和弘 相模原市議会議長



要請の様子

次期地方制度調査会における「特別市」の法制化を含む 大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請

我が国には、少子高齢化や人口減少、長期にわたる経済の停滞など、深刻な危機が訪れている。こうした危機を乗り越え、持続可能な社会と我が国の更なる成長に向けて実現を目指している新たな大都市制度が「特別市」である。

「特別市」は、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、近隣自治体も含めた圏域、日本全体に還元することができる制度である。我が国が抱える社会課題等へ対応し、時代の要請や地域の実情に迅速かつ柔軟に responding していくためにも、大都市が持つ力を最大限に発揮できる「特別市」の早期法制化に取り組むべきである。

これまで我々は、指定都市市長会や全国市議会議長会指定都市協議会等による国への要望活動のほか、横浜市・川崎市・相模原市の三市において機運醸成の取組を進めており、三市の議会においても、特別市の法制化を国に求める意見書の採択などを行ってきた。

こうした中、国では、昨年末に設置された「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」及び「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」において、基礎自治体による行政サービスを持続可能とするための議論や、「特別市」をはじめとする大都市制度のあり方等の議論が行われてきたところであるが、急速に進む人口減少等を乗り越え、持続可能な社会と我が国のより一層の成長を実現するために、国において、更なる議論が行われるべきである。

ついては、我が国の持続可能な未来へ向けて、「特別市」の法制化を含む大都市制度のあり方を次期地方制度調査会に諮問し、議論を進めるよう、三市の市長と市会・市議会の正副議長の総意をもって強く要請する。

令和7年10月7日

横浜市長	山中 竹春	横浜市会議長	渋谷 健
		横浜市会副議長	尾崎 太
川崎市長	福田 紀彦	川崎市議会議長	原 典之
		川崎市議会副議長	堀添 健
相模原市長	本村 賢太郎	相模原市議会議長	大槻 和弘
		相模原市議会副議長	西家 克己